

令和2年度 主要事業の実施結果について

芦屋市 こども・健康部 健康課
(芦屋市保健センター)

目 次

第1章 母子保健事業	- 1 -
1 妊婦対策	- 1 -
(1) 母子健康手帳交付	- 1 -
(2) 母子健康手帳アプリ	- 1 -
(3) 妊婦健康診査費助成	- 1 -
2 健康教育	- 2 -
(1) プレおや教室	- 2 -
(2) マタニティ食事診断・栄養指導	- 2 -
(4) 離乳食教室(後期) (オンライン教室)	- 3 -
(5) 幼児の食事とおやつ教室	- 3 -
(6) 食事Goodバランスアップ教室	- 4 -
(7) ブックスタート	- 4 -
3 健康相談	- 4 -
(1) 育児相談・妊産婦相談	- 4 -
(2) 母子栄養相談 (おやこ栄養相談)	- 5 -
4 乳幼児健康診査	- 5 -
(1) 4か月児健康診査	- 5 -
(2) 10か月児健康診査	- 5 -
(3) 1歳6か月児健康診査	- 6 -
(4) 3歳児健康診査	- 6 -
5 乳幼児育成指導	- 7 -
(1) こどもの相談	- 7 -
(2) コアラクラブ	- 8 -
6 訪問指導	- 8 -
(1) 乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)	- 8 -
7 未熟児養育医療給付	- 9 -
8 子育て世代包括支援センター	- 9 -
9 不育症治療支援事業(新規)	- 9 -
10 産後ケア事業(新規)	- 10 -
第2章 成人保健事業	- 11 -
1 個別健康教育	- 11 -
2 集団健康教育	- 11 -
(1) 集団健康教育一覧	- 11 -
(2) 健康講座	- 11 -
(3) おとなの食事Goodバランスアップ教室	- 12 -
(4) 生活習慣みなおし教室	- 12 -
3 健康相談	- 13 -
(1) 健康相談一覧	- 13 -
(2) 生活習慣みなおし教室の個別相談・指導	- 13 -
(4) 栄養相談	- 14 -
(5) 保健相談	- 14 -
4 がん検診	- 15 -
(1) 胃がん検診	- 15 -
(3) 大腸がん検診	- 17 -
(4) 子宮頸がん検診	- 17 -
(5) 乳がん検診(マンモグラフィ)	- 18 -
(6) 前立腺がん検診	- 18 -
(7) 肝がん検診	- 19 -
(8) がん検診推進事業	- 20 -
(9) 肝炎ウイルス検診	- 20 -

5	健康診査	- 21 -
	(1) 健康チェック	- 21 -
	(2) 骨粗しょう症検診	- 22 -
	(3) 後期高齢者医療健康診査	- 22 -
	(4) 生活保護受給者の健康診査	- 22 -
6	アスベスト対策事業	- 23 -
	(1) アスベスト検診	- 23 -
	(2) アスベスト健康管理支援	- 23 -
第3章	特定健康診査・特定保健指導事業	- 24 -
1	特定健康診査	- 24 -
	(1) 集団特定健康診査	- 24 -
	(2) 個別特定健康診査	- 24 -
2	特定保健指導	- 24 -
	(1) 特定保健指導対象者選定	- 24 -
	(2) 動機付け支援(血管年齢測定会)	- 25 -
	(3) 積極的支援(血管年齢測定会)	- 26 -
3	その他の保健事業	- 26 -
	(1) 結果相談会	- 26 -
	(2) 未治療者支援事業	- 26 -
	(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業	- 27 -
第4章	歯科保健事業	- 28 -
1	歯科無料相談・健診	- 28 -
	(1) 歯の無料相談と健診	- 28 -
	(2) 歯と口の健康週間(無料健診)	- 28 -
	(3) いい歯の日(歯科医師会事業)	- 29 -
2	歯周病検診	- 29 -
	(1) 歯の無料相談と健診(再掲)	- 29 -
	(2) 40歳の歯科健診(節目健診)	- 29 -
	(3) 50歳の歯科健診(節目健診)	- 30 -
3	障がい者歯科診療	- 30 -
4	妊婦歯科健診	- 30 -
第5章	地域保健事業	- 31 -
1	健康大学	- 31 -
2	ヘルスアップ事業(健康ポイント)	- 31 -
3	その他の健康講座	- 31 -
第6章	健康被害予防事業	- 32 -
1	アレルギー教室	- 32 -
2	アレルギー相談	- 32 -
3	アレルギー健康診査	- 33 -
4	めだか水泳教室	- 33 -
第7章	その他事業	- 35 -
1	特定疾病対策	- 35 -
	(1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	- 35 -
	(2) 特定疾病療養補助金支給	- 35 -
2	健康診断	- 35 -
	(1) 事業所健診	- 35 -
	(2) 児童生徒等健診	- 36 -
3	献血(兵庫県赤十字血液センター事業)	- 36 -
第8章	令和3年度芦屋市保健センター事業のご案内	- 37 -

■ 文書中の表の集計数は特に標記のない場合は全て、令和2年4月から9月までの実績値となります。

第1章 母子保健事業

1 妊婦対策

(1) 母子健康手帳交付

対 象 市内在住の妊婦
 実施時期 通年
 会 場 保健センター
 内 容 保健師による面談及び母子健康手帳等の交付
 周知方法 広報あしや, 市HP
 根 拠 母子保健法

単位:人

年度	妊娠届出数							交付冊数 ^①	一般	双胎多胎	外国出生	再交付	出産後交付
	計	満1週以内	満12週～19週	満20週～27週	満28週～分娩	分娩後	不詳						
R 2	264	255	3	2	3	1	0	281	264	6	0	10	1
R 元	573	558	12	2	1	0	0	600	569	12	1	18	0
H30	618	584	32	1	1	0	0	648	611	14	9	14	0

(2) 母子健康手帳アプリ

対 象 市内在住の妊婦
 実施時期 通年
 内 容 妊娠週数やこどもの月齢に合わせた情報のプッシュ通知を行う
 周知方法 広報あしや, 母子健康手帳交付時, 市HP
 根 拠 母子保健法
 事業開始 平成29年度 単位:人

年度	登録数(累計)
R 2	672
R 元	600
H30	452

(3) 妊婦健康診査費助成

対 象 市内在住の妊婦
 実施時期 母子健康手帳交付時
 会 場 保健センター
 内 容 健診受診14回分として86,000円までを助成
 助成券 14枚(1枚あたり5,000円を上限)
 助成補助8枚(1枚あたり2,000円を上限に助成券と共に何枚でも使用可)
 周知方法 市HP
 根 拠 母子保健法
 事業開始 平成18年度 単位:人

年度	受診券	償還払
R 2	295	58
R 元	887	140
H30	931	143

■ 重複を含む

2 健康教育

(1) プレおや教室

『沐浴クラス』

対 象 市内在住，在勤の妊娠16週以降の妊婦とパートナー等

実施日時 奇数月第4土曜日午前中

会 場 保健福祉センター調理・実習室

内 容 赤ちゃんの沐浴，出産準備，父親の役割について

周知方法 広報あしや，母子健康手帳交付時，市HP

根 拠 母子保健法

事業開始 平成3年度

単位：人

年度	実施数 ^(回)	延参加	組参加 ^(組)	夫婦	妊婦のみ	その他
R 2	2※	70	36	33	1	3
R 元	5	142	72	69	2	2
H30	6	124	64	61	2	1

※令和2年5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

『パパママクラス』

対 象 市内在住，在勤の妊娠16週以降の妊婦とパートナー等，産後10か月未満の乳児とその両親等

実施日時 偶数月第3土曜日午前中

会 場 保健センター

内 容 親子の絆・母乳育児についての講話，安産のためのマッサージと体操，親子タッチケア

周知方法 広報あしや，母子健康手帳交付時，市HP

根 拠 母子保健法

事業開始 平成3年度

単位：人

年度	実施数 ^(回)	延参加	組参加 ^(組)	プレ親		親			
				妊婦	夫	ママ	パパ	乳児	その他
R 2	2※ ²	45	24	24	21				
R 元	6	166	75	51	43	24	23	25	0
H30	6※ ¹	143	63※	39	36	23	21	23	1

※1 平成30年よりパートナーのみ参加1組

※2 令和2年4月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止，6月からは参加者はプレ親のみ

(2) マタニティ食事診断・栄養指導

対 象 市内在住の妊婦

実施時期 母子健康手帳交付時

会 場 保健センター

内 容 管理栄養士による食事診断及び結果説明，栄養指導

周知方法 母子手帳交付時

根 拠 母子保健法，食育基本法

事業開始 平成27年度

単位：人

年度	参加者
R 2	12
R 元	43
H30	40

(3) もぐもぐ離乳食教室

対 象 市内在住の6～7か月児と保護者
 実施時期 毎月第4月曜日
 会 場 保健福祉センター健康教育室・保健指導室
 委託協力 芦屋在宅栄養士会
 内 容 離乳食2回食の上手な進め方、赤ちゃんの遊ばせ方と育児について
 周知方法 広報あしや、4か月児健康診査時にリーフレット配布、市HP
 根 拠 母子保健法、食育基本法
 事業開始 平成19年度 単位：人

年度	実施数 ^(回)	延参加	組参加 ^(組)	親	子
R 2	2(1) ※ ²	36(3)	18(3)	18(3)	18
R 元	11※ ¹	208	103	105	103
H30	12	279	138	140	139

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止

※2 令和2年度4・5・6・7月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、8月より教室開始。また、中止分の振替としてオンライン教室として9月に1回実施。()内数値はオンライン教室の参加実績

(4) 離乳食教室(後期) (オンライン教室)

年度	実施数 ^(回)	延参加
R 2	5	14

*10月～R3年2月までの実績値

対 象 市内在住の6～7か月児と保護者
 実施時期 毎月第3水曜日
 会 場 オンライン
 共 催 オンラインDE子育て講座として子育て推進課と共催
 内 容 9～11か月頃の離乳食の上手な進め方
 周知方法 4か月児健康診査時にリーフレット配布、市HP
 根 拠 母子保健法、食育基本法
 事業開始 令和2年度10月

(5) 幼児の食事とおやつの教室

対 象 市内在住の1歳～就学前児の保護者
 実施時期 年6回
 会 場 オンライン
 共 催 オンラインDE子育て講座として子育て推進課と共催
 委託協力 芦屋在宅栄養士会
 内 容 幼児期の望ましい食生活・食習慣についての講話
 周知方法 広報あしや、1歳6か月児・3歳児健康診査時にリーフレット配布、市HP
 根 拠 母子保健法、食育基本法
 事業開始 昭和62年度 単位：人

年度	実施数 ^(回)	延参加	組参加 ^(組)	親	子
R 2	3※	12	12	12	—
R 元	6	160	80	80	80
H30	6	214	114	114	100

*10月～12月までの実績値

※令和2年度6・7・9月の教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。10月からオンライン教室として実施

(6) 食事Goodバランスアップ教室

対 象 市内在住の1歳～就学前児の保護者
 実施時期 年2回
 会 場 オンライン
 共 催 オンラインDE子育て講座として子育て推進課と共催
 委託協力 芦屋在宅栄養士会
 内 容 正しい食事バランスについての講話
 周知方法 広報あしや、1歳6か月児・3歳児健康診査時にリーフレット配布，市HP
 その他 子育て推進課と共催
 根 拠 母子保健法，食育基本法
 事業開始 平成21年度

* R3年3月までの実績値

単位：人

実施日	内 容	講師	延参加
3月3日	【講話・グループワーク】 親子のバランスのよい食事	保健センター 管理栄養士	4

※令和2年6月の教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。令和3年3月の教室は、オンライン教室として実施

(7) ブックスタート

対 象 市内在住の4か月児とその保護者
 実施時期 4か月児健康診査時
 会 場 保健センター
 内 容 絵本の配布及び図書館職員による読み聞かせ
 周知方法 4か月児健康診査
 根 拠 子どもの読書活動の推進に関する法律
 事業開始 平成22年度

単位：人

年度	対象者	健診時配布数 ^(冊)	訪問時配布数 ^(冊)	合計配布数 ^(冊)	読み聞かせ数 ^(回)
R2※	306	279	1	280	0
R元	586	551	3	554	254
H30	670	636	4	640	426

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、読み聞かせを中止

3 健康相談

(1) 育児相談・妊産婦相談

対 象 市内在住の乳児とその保護者
 実施時期 毎月第1水曜日
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋在宅栄養士会
 内 容 身体計測，育児相談，離乳食の進め方，栄養相談，母乳相談
 周知方法 広報あしや，乳児全戸訪問事業・4か月児健康診査時に案内，市HP
 根 拠 母子保健法
 事業開始 平成5年度

単位：人

年度	実施数 ^(回)	延参加	実参加	身体計測	育児相談	栄養相談	母乳相談	妊娠期相談
R2	3※	89	47	47	30	7	5	0
R元	11※	693	406	406	188	64	24	1
H30	12	885	546	243	243	69	27	3

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回中止

(2) 母子栄養相談（おやこ栄養相談）

対 象 市内在住の妊産婦及び就学前児とその保護者
 実施時期 毎月第1・3火曜日
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋在宅栄養士会
 内 容 妊娠中の食事・離乳食・幼児食に関する栄養相談
 周知方法 広報あしや、乳幼児健康診査でリーフレット配布、市HIP
 根 拠 母子保健法
 事業開始 昭和62年度 単位：人

年度	実施数 ^(回)	参加者
R 2	10※	44
R 元	22	39
H30	23※	30

※平成30年度は台風のため1回中止

※令和2年度4・5月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業は中止。相談希望者には電話相談として対応

4 乳幼児健康診査

(1) 4か月児健康診査

対 象 市内在住の4か月児
 実施時期 毎月第2・4火曜日
 会 場 保健センター
 内 容 身体計測、問診、小児科診察、集団指導(栄養・予防接種)、育児相談
 周知方法 個別通知、広報あしや、市HIP
 根 拠 母子保健法
 事業開始 平成9年度

『健診結果』

単位：人

年度	種別	対象者	実施数 ^(回)	受診者	受診率 ^(%)	異常無	要観察	要医療	既医療	要精密	精密結果		
											異常無	要観察	要医療
R 2	集団	220	8	201	91.3	155	28	4	78	14	2	6	5
	個別	86	—	78	90.6								
R 元	集団	586	18	551	94.0	332	90	10	88	31	18	5	7
H30	集団	670	18	636	94.9	377	96	12	100	51	25	10	8

『再健診結果』

単位：人

年度	対象者	受診者	異常無	要医療	電話・訪問
R 2	5	3	3	0	1
R 元	14	14	9	5	0
H30	20	16	16	0	4

※令和2年4月～6月の対象者については、個別医療機関へ委託し健診を実施

(2) 10か月児健康診査

対 象 市内在住の10か月児
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 身体計測、小児科診察、育児相談、問診、発達相談・健康相談(希望者)、その他育児上問題となる事項
 周知方法 個別通知、広報あしや、市HIP
 根 拠 母子保健法
 事業開始 平成16年度

単位：人

年度	対象者	受診者	受診率(%)	異常無	要観察	要医療	既医療	要精密	相談希望
R 2	307	286	93.2	210	48	1	22	5	14
R 元	576	544	94.4	391	95	6	41	11	25
H30	704	637	90.5	457	111	4	58	7	27

(3) 1歳6か月児健康診査

対 象 市内在住の1歳6か月児

実施時期 毎月第2・4木曜日

会 場 保健センター

内 容 身体計測, 問診, 歯科診察, 小児科診察, 心理相談, 集団指導(栄養・歯みがき)

周知方法 個別通知, 広報あしや, 市HP

根 拠 母子保健法

事業開始 昭和54年度

『一般健康診査』

単位：人

年度	対象者	実施数(回)	受診者	受診率(%)	異常無	異常有	要観察		要医療		既医療		要精密	
							身体	精神	身体	精神	身体	精神	身体	精神
R 2※	189	7	164	86.8	104	60	4	38	0	0	24	0	1	0
R 元	722	20	649	89.9	420	229	29	163	1	0	51	1	14	0
H30	701	21	656	93.6	413	243	31	147	2	0	77	0	9	0

『歯科健康診査』

単位：人

年度	受診者	受診結果						う歯数(本)		間食時間決めて いる	清掃不良	軟組織異常	不正咬合 咬合異常	その他
		01	02	A	B	C	計	未処	処済					
R 2	164	164	0	0	0	0	164	4	1	134	7	2	10	1
R 元	649	628	19	2	0	0	649	10	0	443	31	20	19	8
H30	656	652	1	3	0	0	656	5	0	459	6	35	7	0

※令和2年度4・5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回中止(10月・12月に振替日設定)

(4) 3歳児健康診査

対 象 市内在住の3歳児

実施時期 毎月第1・3木曜日

会 場 保健センター

内 容 身体計測, 小児科健診, 歯科健診, 視覚検査, 聴覚検査, 尿検査, 心理相談, 集団指導(栄養・歯みがき), 環境保健サーベイランス調査

周知方法 個別通知, 広報あしや, 市HP

根 拠 母子保健法

事業開始 平成9年度

『一般健康診査』

単位：人

年度	対象者	実施数(回)	受診者	受診率(%)	異常無	異常有	要観察		要医療		既医療		要精密	
							身体	精神	身体	精神	身体	精神	身体	精神
R 2※	147	7	176	119.7	97	79	12	27	3	0	30	3	13	0
R 元※	719	20	649	90.3	368	281	57	103	8	0	109	7	21	0
H30	747	20	742	99.3	441	301	44	131	9	1	105	6	28	0

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止

※2 令和2年度4・5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回中止(12月・3月に振替日設定)

『歯科健康診査』

単位：人

年度	受診者	受診結果						う歯の数 ^(注)			不正咬合				軟組織異常				清掃不良	他
		A	B	C1	C2	不詳	計	処済	未処	計	反対咬合	開咬	他	計	小帯	歯肉	他	計		
R 2	176	12	1	0	0	0	13	8	23	31	9	3	6	18	1	0	1	2	2	19
R 元	649	32	6	0	1	0	39	26	71	97	27	9	8	44	14	1	1	16	30	23
H30	743	43	8	2	2	0	55	32	146	178	21	9	11	41	4	1	0	5	13	30

『視覚健診』

単位：人

年度	1次健診受診者	2次健診対象者	2次健診受診者	異常無	既医療	要観察	要医療	要精密	受診勧奨	受診者	異常無	要観察	要医療
R 2	176	9	5	1	0	3	0	1	1	1	0	1	0
R 元	647	98	80	29	0	24	1	26	26	21	2	17	2
H30	743	124	103	42	0	30	0	31	30	27	3	11	13

『聴覚健診』

単位：人

年度	1次健診受診者	2次健診対象者	2次健診受診者	異常無	既医療	要観察	要医療	要精密	受診勧奨	受診者	異常無	要観察	要医療
R 2	176	16	11	5	0	1	5	0	0	0	0	0	0
R 元	649	36	31	7	1	3	20	0	0	0	0	0	0
H30	743	36	26	9	0	4	12	1	1	1	0	0	1

『尿検査』

単位：人

年度	検査実数	検査結果		再検査結果		
		異常無	異常有	未検査	異常無	異常有
R 2	161	138	23	7	11	5
R 元	570	544	26	2	22	2
H30	681	638	43	13	27	3

5 乳幼児育成指導

(1) こどもの相談

対象 健診において経過観察が必要となった児とその保護者

実施時期 通年

会場 保健センター

内容 精神科医師・小児科医師・心理相談員による個別相談

周知方法 個別通知, 広報あしや, 市HP

根拠 母子保健法

事業開始 平成9年度

『精神科医師』

単位：人

年度	実施回数 ^(回)	相談実数	相談延数
R 2	4	15	15
R 元	15	33	55
H30	15	30	50

『からだの相談(小児科医師)』

単位：人

年度	実施回数 ^(回)	相談実数	相談延数
R 2	4	11	10
R 元	6	14	26
H30	6	14	20

『心理相談員』

単位：人

年度	実施回数(回)	相談実数	相談延数	保育所訪問数(回)
R 2※	19	34	34	0
R 元	47	91	112	0
H30	45	124	140	0

■ 平成29年度から5歳児発達相談の発達相談を含む

※令和2年度4・5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) コアクラブ

対 象 健診において経過観察が必要となった満1歳以上の児とその保護者

実施時期 毎月第2・4水曜日(1クール3か月・6回)

会 場 保健センター

内 容 保育士・保健師による保育観察及び心理相談員による育児相談

周知方法 個別通知, 市HP

根 拠 母子保健法

事業開始 平成9年度

単位：人

年度	実施回数(回)	参加実数	参加延数
R 2※	3	8	10
R 元	18	34	118
H30	21	34	124

※令和2年度4~7月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回中止

6 訪問指導

(1) 乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)

対 象 市内在住の生後1~4か月までの乳児のいる家庭

実施時期 通年

内 容 保健師・助産師・看護師による産婦・育児訪問指導

周知方法 個別通知, 広報あしや, 母子健康手帳交付時, 市HP

根 拠 母子保健法

事業開始 平成20年度

単位：件

年度	対象者数	訪問件数	内新生児	訪問率	電話相談
R 2	285	248	5	87.0	12
R 元※	597	535	11	89.6	38
H30	641	588	19	91.7	

『生後4か月までの把握状況』

単位：件

年度	こんにちは赤ちゃん	母乳相談	育児相談	その他	未熟児	把握数	把握率(%)
R 2	248	0	0	27	0	275	96.5
R 元	535	0	0	40	0	575	96.3
H30	588	0	0	37	0	625	97.5

『訪問指導員訪問件数』

単位：件

年度	訪問延数	妊 婦	産 婦	未熟児	新生児	乳 児	計
R 2	378	0	189	0	0	189	189
R 元	826	0	413	0	0	413	413
H30	936	0	468	0	0	468	468

※令和元年度3月より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため電話相談でも対応

7 未熟児養育医療給付

対 象 芦屋市内に住所を有し、早産等により出生時の体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定医療機関での入院養育が必要であると認められた者(ただし、審査がある)

会 場 保健センター

実施時期 通年

内 容 出生から最長で満1歳の誕生日の前日までの入院費用のうち、保険診療に係る自己負担額及び食事療養費を負担

周知方法 市HP

根 拠 母子保健法

事業開始 平成25年度 単位:人

年度	認定者数	男	女
R 2	7	2	5
R 元	18	10	8
H30	22	14	8

8 子育て世代包括支援センター

対 象 原則すべての妊産婦、乳幼児とその保護者(特に3歳までの子育て期に重点を置く)

場 所 保健福祉センター 2階

実施時期 通年

内 容 妊産婦及び乳幼児の実情の把握に関すること
妊娠、出産及び育児に関する相談並びに情報の提供、助言及び保健指導に関すること
支援プランの策定に関すること
保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること

周知方法 広報あしや、母子健康手帳交付時、市HP

根 拠 母子保健法

子ども・子育て支援法

事業開始 平成30年度

年度	相談延数
R 2	61
R 元	101
H30	131

9 不育症治療支援事業(新規)

対 象 ・芦屋市内に住所を有し、法律上婚姻している夫婦
・令和2年4月1日以降の治療費等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満
・夫と妻の合算した前年(1月から5月の申請については前々年)の所得額400万円未満
・2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること
・助成を受けようとする治療について、他の自治体を実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと

会 場 保健センター

実施時期 通年

内 容 国内の不育症の治療等に要した医療保険適用外の医療費の2分の1

周知方法 市HP

根 拠 母子保健法

年度	申請数
R 2	0

10 産後ケア事業（新規）

対 象 市内に住所を有する生後4か月以内の乳児及びその母親のうち、家族等から産後の支援が十分に受けられない者のうち、次のいずれかにあてはまる者

- ・産後の身体の回復に不安がある者
- ・育児に不安がある者
- ・休養や栄養など生活面で相談を必要とする者
- ・その他特に支援が必要と認められる者

場 所 市立芦屋病院

実施時期 通年

内 容 (1) 母に対する保健指導等（母体の健康管理・心理面に関するケア・沐浴、授乳の指導等）
(2) 乳児に対する保健指導等（発育状態及び健康状態の確認・食事の提供）

周知方法 広報あしや、母子健康手帳交付時、市HP、チラシ

根 拠 母子保健法

事業開始 令和2年度

年度	宿泊型	通所型
R 2	1	1

第2章 成人保健事業

1 個別健康教育

対 象 健康診査受診者のうち、個別健康教育対象者基準に該当する者
 実施時期 通年 ※1 クール6か月 10クール実施※¹
 会 場 保健センター
 内 容 医師・保健師・看護師・管理栄養士による生活習慣改善のための血液検査、健康教育、保健指導
 周知方法 個別通知、広報あしや
 根 拠 健康増進法
 事業開始 脂質異常症 平成11年
 糖尿病 平成12年
 高血圧・喫煙 平成13年

単位：人

年度	脂質異常症		糖 尿 病		高 血 圧		喫 煙		合計
	実数	検査数(回)	実数	検査数(回)	実数	検査数(回)	実数	検査数(回)	
R2※ ⁴	10(10)	22(22)	7(7)	17(17)	2(2)	8(8)	0	0	19
R元	38(38)	53(53)	38(38)	54(54)	15(15)	24(24)	2(2)	2(2)	93
H30	38(38)	74(74)	30(30)	53(53)	6(6)	21(21)	3(1)	4(2)	77

■()は40～64歳再掲

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月、5月の事業中止

2 集団健康教育

(1) 集団健康教育一覧

区分	事業名	内容	スタッフ
一般	生活習慣みなおし教室	生活習慣を見直すための講義と個別相談	医師・管理栄養士・保健師
	食事 Good バランスアップ教室	健康を維持する食事バランスについての知識 習得及び食習慣形成のための講習	管理栄養士
	健康講座	がんを予防するための講座	医師・保健師
	出前講座(成人)	市民や団体からの依頼により健康教育を実施	保健師・管理栄養士
	兵庫県・芦屋市健康大学	地域保健対策の推進のため、10日間1クルールの講座を実施	医師・歯科医師・薬剤師 保健師等
歯周病	歯の無料相談と健診	歯周病予防に関する教育と無料健診と相談	歯科医師・歯科衛生士

(2) 健康講座

対 象 市内在住・在勤者
 実施時期 通年
 会 場 男女共同参画センターウィザスあしや大会議室
 共 催 人権・男女共生課、大塚製薬株式会社
 周知方法 広報あしや、市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 昭和59年度

*4月～11月までの実績値

単位：人

実施日	内容	講師	受講者
11月19日午前	女性の健康セミナー	大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部 中津真理氏	10
11月19日午後	女性の健康セミナー	大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部 中津真理氏	18

(3) おとなの食事Goodバランスアップ教室

対 象 市内在住者
 実施時期 年2回(全4回)
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋在宅栄養士会
 内 容 健康づくりのための正しい食事バランスについての知識習得及び健康的な食習慣形成のための講習
 周知方法 広報あしや, 個別通知, 市HP
 根 拠 健康増進法, 食育基本法
 事業開始 平成21年度

*4月～11月までの実績値

実施日	内 容	講 師	受講者
R2. 11. 20※	血糖値を上げにくい食事の秘訣【講話】	管理栄養士	(20)
R3. 3. 23※	血糖値を上げにくい食事の秘訣【講話】	管理栄養士	()

■()は40～64歳再掲

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調理実習は中止

(4) 生活習慣みなおし教室

対 象 健康チェック受診者
 実施時期 通年
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 健康チェックの結果説明と生活習慣の見直しを目的とした, 保健師・管理栄養士による集団教育
 医師・管理栄養士・保健師による個別相談
 周知方法 個別通知, 市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 昭和57年度

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合 計
R2	— ※ ³	—	—	—	—
R元	10※ ²	6	28	22	56
H30	11※ ¹	11	32	42	85

■個別相談分については, 健康相談で計上

※1 平成30年度は台風のため1回事業中止

※2 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回事業中止

※3 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集団教育は中止し, 個別相談・指導として実施

※3 『医師相談・指導』

単位: 人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合 計
R2	4	1	0	1	2

※3 『栄養相談・指導』

単位: 人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合 計
R2	3	1	0	0	1

※3 『保健相談・指導』

単位: 人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合 計
R2	3	1	0	1	2

3 健康相談

(1) 健康相談一覧

区分	相談名	内容	スタッフ
総合	医師相談	医師による健康相談	医師
	生活習慣みなおし教室併設医師相談		
	保健相談	健康診査結果の説明と保健指導	保健師
	電話健康相談	育児から生活習慣病予防まで健康・福祉全般	保健師
	面接健康相談		
	電話栄養相談	乳幼児から成人・高齢者の栄養について	管理栄養士
面接栄養相談			
病態別	栄養相談	管理栄養士による栄養相談	管理栄養士
	生活習慣みなおし教室併設栄養相談		
	健康講座併設健康相談	必要に応じた健康と栄養についての相談・指導	医師・保健師 管理栄養士
重点	歯周病予防教室【再掲】 歯の無料健診併設歯科相談	歯周病予防に関する相談と無料健診	歯科医師 歯科衛生士

(2) 生活習慣みなおし教室の個別相談・指導

対象 健康チェック受診者
 実施時期 通年
 会場 保健センター
 委託協力 芦屋市医師会
 内容 健康チェックの結果に対する医師相談・指導, 栄養相談・指導
 周知方法 個別通知, 市HP
 根拠 健康増進法
 事業開始 昭和57年度

『医師相談・指導』

単位:人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合計
R2※ ²					
R元※ ¹	10	2	8	8	18
H30	11	4	15	22	41

『栄養相談・指導』

単位:人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合計
R2※ ²					
R元※ ¹	10	2	4	4	10
H30	11	1	6	4	11

『保健相談・指導』

単位:人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合計
R2※ ²					
R元※ ¹	10	1	5	10	16
H30	11	—	—	—	—

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回事業中止

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため教室は中止し、個別相談としたため生活習慣みなおし教室に計上

(3) 医師相談

対 象 市内在住・在勤者
 実施時期 毎月第1木曜日, 第4金曜日
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 健診結果の見方, 個別相談
 周知方法 広報あしや, 健診結果発送時に案内を同封, 市HP
 事業開始 平成12年度

単位:人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合 計
R2※ ²	8	1	1	13	15
R元※ ¹	24	0	10	53	63
H30	24	3	10	67	80

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予約者を限定して実施

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回事業中止

(4) 栄養相談

対 象 市内在住・在勤者
 実施時期 毎月第1・3火曜日
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋在宅栄養士会
 内 容 成人・高齢者を対象とした一般及び病態別栄養相談
 周知方法 広報あしや, 市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 昭和62年度

単位:人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合 計
R2※ ³	10	0	4	9	13
R元※ ²	22	0	7	30	37
H30※ ¹	23	2	11	24	37

※1 平成30年度は台風のため1回中止

※2 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回事業中止

※3 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回事業中止。相談希望者には電話相談を主に随時対応

(5) 保健相談

対 象 市内在住・在勤者
 実施時期 通年
 会 場 保健センター
 内 容 保健師による健診結果の見方について等の個別相談
 周知方法 広報あしや, 市HP
 根 拠 健康増進法, 高齢者の医療の確保に関する法律
 事業開始 平成20年度

単位:人

年度	実施回数 ^(回)	～39歳	40～64歳	65歳～	合 計
R2※ ²	4	0	0	1	1
R元※ ¹	11	0	1	2	3
H30	12	0	0	9	9

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回事業中止

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回事業中止

4 がん検診

(1) 胃がん検診

対 象 市内在住の35歳以上の者（※血族にがん患者がある場合は30歳以上）
 実施時期 通年（単独実施と健康チェック・特定健康診査の集団検診における同時実施）
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 胃部レントゲン撮影
 自己負担 2,500円
 周知方法 広報あしや, 市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 昭和46年度

単位：人

区分	対象者		受診者		要精密検査者	
	男	女	男	女	男	女
30～39歳	4,011	4,886	9	12	0	1
40～44歳	2,806	3,521	9	10	0	0
45～49歳	3,714	4,594	6	17	0	0
50～54歳	3,564	4,201	9	17	0	0
55～59歳	3,053	3,648	12	20	0	0
60～64歳	2,639	3,118	11	19	0	0
65～69歳	2,749	3,353	25	32	2	0
70～74歳	3,158	3,965	79	55	2	1
75～79歳	2,360	3,240	29	14	2	1
80歳以上	3,220	5,825	15	8	0	1
計	71,625		408		10	
事業所検診						
R2年	71,625		408		10	
R元年	71,644		1,184		16	
H30年	71,651		1,275		19	

■ 厚生労働省健が発1130第1号「市町村におけるがん検診の受診率の算出方法について」の通知のとおり、平成28年度から算出方法を変更

(2) 肺がん検診

対 象 市内在住の40歳以上の者

実施時期 通年(単独実施と健康チェック・特定健康診査・後期高齢者医療健康診査における同時実施)

会 場 保健センター, 市内実施医療機関

委託協力 芦屋市医師会

内 容 胸部レントゲン撮影

喀痰検査

自己負担 無料(胸部レントゲン撮影)

900円(喀痰検査)

周知方法 広報あしや, 市HP

根 拠 健康増進法

事業開始 昭和63年度

単位:人

区 分	対 象 者		受 診 者		要精密検査者	
	男	女	男	女	男	女
30～39歳	4,011	4,886	10	12	0	1
40～44歳	2,806	3,521	21	33	0	0
45～49歳	3,714	4,594	32	68	1	3
50～54歳	3,564	4,201	50	67	3	2
55～59歳	3,053	3,648	41	90	4	3
60～64歳	2,639	3,118	50	107	2	2
65～69歳	2,749	3,353	148	289	7	9
70～74歳	3,158	3,965	374	522	25	19
75～79歳	2,360	3,240	393	527	29	27
80歳以上	3,220	5,825	509	755	44	53
計		71,625		4,098		234
事業所検診						
R2年		71,625		4,098		234
R元年		71,644		10,171		366
H30年		71,651		10,063		296

■ 厚生労働省健が発1130第1号「市町村におけるがん検診の受診率の算出方法について」の通知のとおり、平成28年度から算出方法を変更

(3) 大腸がん検診

対 象 市内在住の40歳以上の者
 実施時期 通年(単独実施と健康チェック・特定健康診査・後期高齢者医療健康診査における同時実施)
 4～10月 は、毎週火曜日までに保健センターの窓口へ検体を提出
 11～3月 は、検査実施機関に直接郵送して検体を提出
 会 場 保健センター、市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 便潜血反応検査(2日法)
 自己負担 800円(※40歳に無料クーポンを発行)
 周知方法 広報あしや、市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 平成2年度

単位:人

区 分	対 象 者		受 診 者		要精密検査者	
	男	女	男	女	男	女
30～39歳	4,011	4,886	12	13	0	0
40～44歳	2,806	3,521	15	35	1	5
45～49歳	3,714	4,594	25	53	1	0
50～54歳	3,564	4,201	31	44	2	2
55～59歳	3,053	3,648	24	68	0	4
60～64歳	2,639	3,118	38	100	3	3
65～69歳	2,749	3,353	122	233	6	14
70～74歳	3,158	3,965	300	434	33	24
75～79歳	2,360	3,240	337	438	31	54
80歳以上	3,220	5,825	374	516	58	57
計		71,625		3,212		298
事業所検診		—				
R2年		71,625		3,212		298
R元年		71,644		8,802		751
H30年		7,1651		8,521		680

■ 厚生労働省健が発1130第1号「市町村におけるがん検診の受診率の算出方法について」の通知のとおり、平成28年度から算出方法を変更

(4) 子宮頸がん検診

対 象 市内在住の20歳以上女性
 2年に1回の受診
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 細胞診
 自己負担 1,000円(※20歳に無料クーポン券を発行)
 周知方法 広報あしや、市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 昭和49年度

単位:人

区分	対象者	受診者	要精密検査者
20～24歳	2,807	65	4
25～29歳	1,811	84	7
30～34歳	2,109	113	7
35～39歳	2,777	117	1
40～44歳	3,521	128	5
45～49歳	4,594	173	4
50～54歳	4,201	120	2

55～59 歳	3,648	76	0
60～64 歳	3,118	46	0
65～69 歳	3,353	42	0
70～74 歳	3,965	55	2
75～79 歳	3,240	36	0
80 歳以上	5,825	32	0
R2 年度	44,249	1,087	32
R 元年	44,284	2,395	33
H30 年	44,217	2,306	24

■厚生労働省健が発 1130 第 1 号「市町村におけるがん検診の受診率の算出方法について」の通知のとおり、平成 28 年度から算出方法を変更

(5) 乳がん検診(マンモグラフィ)

対 象 市内在住の 40 歳以上女性 (豊胸術・ペースメーカー・妊娠中・授乳中の者は不可)

2 年に 1 回の受診

実施時期 通年 (単独実施と特定健康診査の集団健診における同時実施)

会 場 保健センター, 市内実施医療機関

委託協力 芦屋市医師会

内 容 視触診, マンモグラフィ撮影 (平成 30 年度まで)
マンモグラフィ撮影 (令和元年度から)

自己負担 2,000 円 (※40 歳に無料クーポン券を発行)

周知方法 広報あしや, 市HP

根 拠 健康増進法

事業開始 平成 17 年度

単位:人

区分	対象者	受診者	要精密検査者
40～44 歳	3,521	65	7
45～49 歳	4,594	49	7
50～54 歳	4,201	34	3
55～59 歳	3,648	29	3
60～64 歳	3,118	32	5
65～69 歳	3,353	49	1
70～74 歳	3,965	98	4
75～79 歳	3,240	36	1
80 歳以上	5,825	14	0
R2 年	35,465	406	31
R 元年	35,395	1,358	126
H30 年	35,140	1,348	132

■厚生労働省健が発 1130 第 1 号「市町村におけるがん検診の受診率の算出方法について」の通知のとおり、平成 28 年度の対象者の算出方法を変更

(6) 前立腺がん検診

対 象 市内在住の 50 歳以上男性

実施時期 通年 (単独実施と健康チェック・特定健康診査・後期高齢者医療健康診査における同時実施)

会 場 保健センター, 市内実施医療機関

委託協力 芦屋市医師会

内 容 血液検査 (PSA)

自己負担 1,000 円

周知方法 広報あしや, 市HP

事業開始 平成 16 年度

単位：人

区 分	受診者	要精密検査者
50～54 歳	29	1
55～59 歳	29	0
60～64 歳	35	2
65～69 歳	101	9
70～74 歳	267	28
75～79 歳	257	28
80 歳以上	280	44
R2 年	998	112
R 元年	2,286	255
H30 年	2,160	245

(7) 肝がん検診

対 象 健康チェック受診者
 実施時期 健康チェックで同時実施
 会 場 保健センター
 委託協力 西宮市医師会
 内 容 血液検査 (AFP)
 自己負担 健康チェック費用に含む
 周知方法 広報あしや, 市HP
 事業開始 平成12年度

単位：人

区 分	受診者		要精密	
	男	女	男	女
30～34 歳	6	5	1	0
35～39 歳	4	7	0	0
40～44 歳	3	6	0	0
45～49 歳	1	8	0	0
50～54 歳	2	9	0	1
55～59 歳	4	11	0	2
60～64 歳	7	10	0	3
65～69 歳	9	9	0	1
70～74 歳	9	8	1	1
75～79 歳	13	2	0	0
80 歳以上	8	3	0	0
R2 年度	144		10	
R 元 年 度	349		15	
H30 年 度	420		18	

(8) がん検診推進事業

がん検診の受診率50%を目標に、平成27年度以降「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、特定の年齢に達した者に子宮頸がん検診(20歳の女性市民)・乳がん検診(40歳の女性市民)のクーポン券を発行している。また、がん検診受診可能年齢である40歳の市民には大腸がん検診のクーポン券を発行している。

『子宮頸がん検診クーポン券』

単位：人

年度	対象者数	利用者数	利用率 ^①
R2	450	15	
R元	463	53	11.4
H30	460	52	11.3

『乳がん検診クーポン券』

単位：人

年度	対象者数	利用者数	利用率 ^①
R2	636	45	
R元	656	214	32.6
H30	702	260	37.0

『大腸がん検診クーポン券』

単位：人

年度	対象者数	利用者数	利用率 ^①
R2	1,123	20	
R元	1,205	259	21.5
H30	1,233	255	20.7

(9) 肝炎ウイルス検診

対 象 市内在住の40歳以上の者

実施時期 通年(単独実施と特定健康診査の集団健診における同時実施)

会 場 保健センター

委託協力 西宮市医師会

内 容 血液検査(肝炎ウイルス)

自己負担 無料(※40歳に無料クーポンを発行)

周知方法 広報あしや, 市HP

根 拠 健康増進法

事業開始 平成12年度

単位：人

区 分	受診者		
	B型	C型	同時
40～44歳	12	12	12
45～49歳	2	2	2
50～54歳	6	6	6
55～59歳	7	7	7
60～64歳	5	5	5
65～69歳	8	8	8
70～74歳	9	9	9
75～79歳	2	2	2
80歳以上	0	0	0
R2年	51	51	51
R元年	351	352	351
H30年	364	364	362

■C型肝炎ウイルス判定①②は、現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高いことを示す

■平成28年度までは自己負担1,000円、平成29年度は70歳以上無料、平成30年度から無料に変更

5 健康診査

(1) 健康チェック

対 象 市内在住・在勤の30歳以上の者

実施時期 通年 年間34回

会 場 保健センター

委託協力 芦屋市医師会

内 容 問診, 診察, 身体測定, 血圧測定, 尿検査, 血液検査, 心電図, 胸部レントゲン撮影, 胃がん検診, 大腸がん検診, 肝臓がん検診, 前立腺がん検診(希望者), ピロリ菌抗体検査(希望者)

自己負担 9,000円

周知方法 広報あしや, 市HP, 個別通知

根 拠 健康増進法, 高齢者の医療の確保に関する法律

事業開始 昭和56年度

単位:人

区 分	受診者	異常無	要指導	要医療	要精密
30～34歳	11	0	3	6	2
35～39歳	11	0	5	5	1
40～44歳	9	1	4	4	0
45～49歳	9	2	2	4	1
50～54歳	11	0	1	8	2
55～59歳	15	0	5	8	2
60～64歳	17	0	4	8	5
65～69歳	18	0	5	10	3
70～74歳	17	0	2	11	4
75～79歳	15	1	3	9	2
80歳以上	11	0	0	9	2
R2年	144	4	34	82	24
R元年	349	9	98	189	53
H30年	420	13	120	224	63

【再掲】ピロリ菌抗体検査受診者

単位:人

区 分	受診者	要医療
30～34歳	6	1
35～39歳	5	1
40～44歳	2	0
45～49歳	4	0
50～54歳	3	0
55～59歳	2	0
60～64歳	3	0
65～69歳	3	0
70～74歳	1	0
75～79歳	0	0
80歳以上	0	0
R2年	29	2
R元年	105	15
H30年	294	45

(2) 骨粗しょう症検診

対 象 市内在住の20歳以上の者
 実施時期 通年
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 超音波骨評価法検査
 自己負担 1,000円
 周知方法 広報あしや, 市HP, 個別通知
 根 拠 健康増進法
 事業開始 平成10年度

単位:人

区 分	受診者			結 果 別 人 員		
	男	女	計	異 常 無	経 過 観 察	要 精 密 検 査
40 歳	0	1	1	0	1	0
45 歳	0	0	0	0	0	0
50 歳	0	2	2	0	2	0
55 歳	0	0	0	0	0	0
60 歳	0	1	1	0	1	0
65 歳	0	3	3	1	1	1
70 歳	0	2	2	0	2	0
節 目 外	4	67	71	22	40	9
R2年	4	76	80	23	47	10
R元年※ ¹	26	214	240	63	145	32
H30年	21	206	227	47	144	36

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回予約者を制限して実施

※2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月、5月の事業2回中止

(3) 後期高齢者医療健康診査

対 象 後期高齢者医療保険加入者
 実施時期 令和元年5月17日～令和元年12月14日
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 問診, 診察, 身体測定, 血圧測定, 尿検査, 血液検査, 肺がん検診, 大腸がん検診, 前立腺がん検診
 (一定の基準に該当する場合は, 貧血検査・心電図検査・眼底検査が追加)
 自己負担 無料
 周知方法 個別通知, 広報あしや, 市HP
 根 拠 高齢者の医療の確保に関する法律
 事業開始 平成20年度

単位:人

年度	対 象 者	受 診 者	受診率 ^{※1}	異 常 無	経 過 観 察	要 医 療	眼 底 検 査
R2※ ²	13,844	2,161		188	312	1,661	35
R元※ ¹	12,787	4,460	34.9	283	963	3,214	79
H30	12,546	4,192	33.4	97	998	3,097	76

※1 令和元年度から心電図検査実施の基準を変更

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため, 受診券の発送を5月11日から6月15日に変更して実施

(4) 生活保護受給者の健康診査

対 象 生活保護受給者のうち40歳以上の者
 実施時期 令和元年5月17日～令和元年12月14日

会 場 保健センター，市内実施医療機関

内 容 問診，診察，身体測定，血圧測定，尿検査，血液検査，肺がん検診，大腸がん検診，前立腺がん検診
 (※一定の基準に該当する場合は，貧血検査・心電図検査・眼底検査が追加)

自己負担 無料

周知方法 個別通知，広報あしや

根 拠 健康増進法

事業開始 平成20年度

単位：人

年度	対象者	受診者	受診率 [※]	異常無	経過観察	要医療
R2	590	6(0)	1.0	2	0	4
R元	574	19(3)	3.3	4	2	13
H30 ^{※1}	572	17(3)	3.0	0	8	9

■(0)は集団健診受診者数

※1 平成30年度から40歳～74歳の心電図検査・眼底検査の基準を変更。令和元年度から75歳以上の心電図検査実施の基準を変更

6 アスベスト対策事業

(1) アスベスト検診

対 象 市内在住者

実施時期 通年

会 場 保健センター，市内実施医療機関

委託協力 芦屋市医師会

内 容 胸部レントゲン

自己負担 無料

周知方法 広報あしや，市HP

事業開始 平成17年度

単位：人

年度	新規配布者	受診者数	異常無	経過観察	要精密	要精密内訳		
						異常無	経過観察	未把握
R2	2	12	9	3	0	0	0	0
R元	3	24	16	8	0	0	0	0
H30	3	32	24	5	3	0	3	0

(2) アスベスト健康管理支援

『アスベスト健康管理手帳交付状況』

単位：件

区 分		R2年度	R元年度	H30年度
交 手 帳	アスベスト検診要精検者が精密検査で経過観察と判定され交付	0	0	0
	人間ドックや医療機関の受診者が経過観察と判定され交付	0	0	0
	その他	0	0	0
検査費用助成件数		1	1	0

第3章 特定健康診査・特定保健指導事業

1 特定健康診査

(1) 集団特定健康診査

対 象 40歳以上の芦屋市国民健康保険加入者

実施時期 令和元年5月17日～令和元年12月14日

会 場 保健センター、奥池集会所、上宮川文化センター

内 容 問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診

(※国の定める基準に該当する場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査を追加)

自己負担 無料

周知方法 個別通知、広報あしや、市HP

根 拠 高齢者の医療の確保に関する法律

事業開始 平成20年度

単位：人

場 所	実施回数 ^(※)	受診定員	受診者	国保加入	社保加入	生保受給
保 健 セ ン タ ー	13	580	552	544	8	0
奥 池 集 会 所	1	40	8	8	0	0
上 宮 川 文 化 セ ン タ ー	1	40	37	35	2	0
R2 年度 ^(※2)	15	660	597	587	10	0
R 元 年 度	35	2,518	2,315	2,315	39	3
H30 年度 ^(※1)	36	2,612	2,415	2,379	33	3

■社会保険加入者は、委託業者が集合契約の対応で実施

■国の基準変更に伴い、平成30年度から心電図検査・眼底検査の実施基準を変更

※1 平成30年度は地震のため1回実施回数を増加

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診券の発送を5月11日から6月15日に変更して実施。また、実施回数は変更せず、定員を減らして実施。中途加入者健診を特定健診に組み込んだため年間回数が35回から37回に増加

(2) 個別特定健康診査

対 象 40歳以上の芦屋市国民健康保険加入者

実施時期 令和元年5月17日～令和元年12月14日

会 場 市内実施医療機関

委託協力 芦屋市医師会

内 容 問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診
(※国の定める基準に該当する場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査を追加)

自己負担 無料

周知方法 個別通知、広報あしや、市HP

根 拠 高齢者の医療の確保に関する法律

事業開始 平成20年度

単位：人

年度	受診者	貧 血	心電図	眼 底
R2	798	66	260	182
R 元	3,148	178	756	520
H30	3,084	142	669	588

2 特定保健指導

(1) 特定保健指導対象者選定

保健指導の必要性の度合いによって3段階①「情報提供」②「情報提供」に加え「動機付け支援」③「情報提供」に加えて「積極的支援」)に区分して実施します。受診者の内臓脂肪の蓄積(腹囲またはBMI)とリスク要因数、年齢

などを総合して対象者を表の基準により選定します。

『階層化に基づく特定保健指導区分』

腹 囲	追加リスク		対 象	
	①糖②脂質③血圧	喫煙歴	40～64 歳	65～74 歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性) (内臓脂肪面積が 100 cm ² 以上と読み取る)	2 つ以上該当	/	積極的支援	
	1 つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
	該当しない	/	情報提供	
上記以外で BMI ≥25 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)	3 つ該当	/	積極的支援	
	2 つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
	1 つ該当	/		
	該当しない	/	情報提供	
腹囲・BMI とともに標準内	/	/	情報提供	

■肥満度(BMI) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

BMI 値が 18.5～24.9 は『正常』, 25.0 以上を『肥満』, 18.5 未満を『やせ』と判定します。

■①血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上または HbA1c 5.6%(NGSP)以上

■②脂質 中性脂肪 150mg/dl 以上, または HDL コレステロール 40mg/dl 以下

■③血圧 収縮期 130mmHg 以上または拡張期 85mmHg 以上 単位:人

年度	動機付け支援対象者	積極的支援対象者
R2 年	58	20
R 元年	481	125
H30	487	114

(2) 動機付け支援(血管年齢測定会)

対 象 特定健康診査を受診した結果, 動機付け支援の対象となった者

実施時期 通年

会 場 保健センター

内 容 保健師と管理栄養士による生活習慣改善のための集団指導を中心とした保健指導

周知方法 個別通知

根 拠 高齢者の医療の確保に関する法律

事業開始 平成 20 年度

『支援プログラム』

	内 容	講 師
初回面接	個別指導で 6 か月間の目標を設定。(血管年齢測定会参加者は集団指導となり, 体組成測定・血管年齢測定が追加される。)	保健師 管理栄養士
最終評価(6 か月後)	体重・腹囲・血圧・健康意識の変化による評価	保健師

単位:人

年度	すらっと健康支援教室	個別対応(面接)	血管年齢測定会	電話支援	合 計
R2※ ³	—	0	4	2	6
R 元※ ²	—	20	82	12	114
H30※ ¹	—	21	106	—	127

※1 平成 30 年度よりすらっと健康支援教室を廃止し, すべて血管年齢測定会として開催した。

※2 令和元年度より, 集団特定健康診査受診当日に面接を実施できた者に対して電話支援を開始した。また, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 1 回事業中止。

※3 令和 2 年度は, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和 2 年 4 月, 5 月, 令和 3 年 1 月, 2 月, 3 月の 5 回事業中止。

(3) 積極的支援(血管年齢測定会)

対 象 特定健康診査を受診した結果、積極的支援の対象となった者
 実施時期 通年
 会 場 保健センター
 内 容 保健師と管理栄養士による食事・運動・生活習慣改善のための個別面接を中心とした保健指導
 周知方法 個別通知
 根 拠 高齢者の医療の確保に関する法律
 事業開始 平成20年度
 『支援プログラム』

	内容	講師
測定会	オリエンテーション, 生活習慣病予防の話, 体組成・血管年齢測定	保健師 管理栄養士
初回面接	個別指導(個別指導で6か月間の目標の設定)	保健師 管理栄養士
検 査	血液検査, 体組成・腹囲・血圧測定, 医師面接	
中間面接(2か月後)	個別指導(目標の継続・修正)	保健師 管理栄養士
検 査	血液検査, 体組成・腹囲・血圧測定	
最終面接(6か月後)	医師面接, 個別指導(測定値の変化・目標に対する達成度の評価)	保健師 管理栄養士

単位:人

年度	個別対応(面接)	個別対応(通信)	合 計
R2※ ²	1	0	1
R元※ ¹	9	0	10
H30	11	0	12

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回事業中止

※2 令和2年度から運動教室併用は中止。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回事業中止

3 その他の保健事業

(1) 結果相談会

対 象 特定健康診査(集団健診)を受診した者のうち相談を希望する者
 実施時期 7月～翌年1月(月1回)
 会 場 保健センター
 内 容 保健師と管理栄養士による食事・運動・生活習慣改善のための個別面接を中心とした保健指導
 周知方法 個別通知
 根 拠 健康増進法, 高齢者の医療の確保に関する法律
 事業開始 平成20年度

単位:人

年度	対象者数	参加者数(40～64歳)	参加者数(65歳以上)	合計
R2	1,760	12	36	48
R元	2,316	15	59	74
H30※ ¹	2,371	14	49	63

※1 平成30年度より予約制に変更

(2) 未治療者支援事業

対 象 特定健康診査を受診した者のうち、下記①～④のいずれかの基準に該当し、健診翌月を含めた過去連続した3か月間に該当する検査項目に関連する疾病による医療機関の受診がレセプトにて確認できない者。
 ①血 圧:収縮期血圧160mmHg以上または拡張期血圧100mmHg以上
 ②糖 代 謝: HbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上

③脂質代謝：LDL コレステロール 180mg/dl 以上または中性脂肪 500mg/dl 以上

④腎機能：尿蛋白 (+) 以上または eGFR45 未満

実施時期 特定健診受診後

内 容 医療機関への受診勧奨

周知方法 個別通知

根 拠 健康増進法, 高齢者の医療の確保に関する法律

事業開始 平成 25 年度

単位：人

年度	受診 勧奨数 (実人数)	対象項目ごとの受診勧奨数 (重複者あり)				受診者		未受診者	その他 (資格喪失者)
		血圧	糖代謝	脂質代謝	腎機能	通知前 受診	通知後 受診		
R2※ ²	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 元※ ¹	568	94	126	233	210	—	—	—	—
H30	504	136	165	229	11	154	63	283	4

■平成 29 年度は特定健康診査 (集団健診) 受診者のみを対象として実施。平成 30 年度は集団健診に加え個別健診の受診者も対象として実施

■平成 29 年度は③脂質代謝の中性脂肪が 1000mg/dl 以上を対象として実施

■平成 29・30 年度は「④腎機能」の基準を尿蛋白 (+) 以上かつ eGFR45 未満として実施

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和 2 年 3 月の通知発送 (令和元年 11 月健診受診者対象) を延期

※2 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期していた令和 2 年 3 月分と令和 4 月～5 月の通知発送 (令和元年 12 月～令和 2 年 1 月健診受診者対象) を 6 月に発送

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

対 象 ①未治療者支援事業の受診勧奨後, HbA1c6.5%以上または空腹時血糖 126mg/dl であり, 尿蛋白 (+) 以上
または eGFR60%未満に該当する者

②未治療者支援事業の受診勧奨後, HbA1c8.0%以上に該当する者

実施時期 未治療者受診勧奨の通知発送後

内 容 医療機関への受診勧奨と保健指導

周知方法 個別通知 (電話, 面接, 訪問)

根 拠 健康増進法, 高齢者の医療の確保に関する法律

事業開始 平成 28 年度

単位：人

年度	対象 者数	保健指導実施方法			受診者	受診者内訳		未 受診者	その他 (資格喪失者)
		電話	面接	訪問		保健指導 前受診者	保健指導 後受診者		
R2※ ²	0	—	—	—	—	既医療 — 特定健康診査後受診 — 受診勧奨通知後受診 —	—	—	—
R 元※ ¹	24	14	5	1	20	既医療 0 特定健康診査後受診 9 受診勧奨通知後受診 9	2	4	2
H30	11	9	0	2	9	既医療 2 特定健康診査後受診 3 受診勧奨通知後受診 2	2	2	0

■平成 28, 29 年度は特定健康診査受診者のうち集団健診の受診者を対象として実施。平成 30 年度は集団健診に加え個別健診の受診者も対象として実施
また, 平成 28 年度は HbA1c8.0%以上の者, 平成 29 年度は HbA1c7.0%以上の者を対象として実施

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため, 令和 2 年 3 月の未治療者支援事業の通知発送 (令和元年 11 月健診受診者対象) を延期

※2 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期していた令和 2 年 3 月分と令和 4 月～5 月の通知発送 (令和元年 12 月～令和 2 年 1 月健診受診者対象) を 6 月に発送。保健指導は 6 月末より開始

第4章 歯科保健事業

1 歯科無料相談・健診

(1) 歯の無料相談と健診

対 象 市内在住・在勤者
 実施時期 毎月 第3水曜日 (年間12回)
 会 場 歯科センター
 委託協力 芦屋市歯科医師会
 内 容 無料歯科健診, 歯科相談・保健指導, 40歳以上は歯周病検診
 周知方法 広報あしや, リーフレット, 市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 昭和62年度

① 歯科健診受診者

単位:人

年度	実施回数	受診者	0～5歳	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～64歳	65歳以上
R2※ ²	5	28	1	0	1	1	13	12
R元※ ¹	11	117	9	2	2	7	32	65
H30	12	81	13	1	0	9	16	42

② 歯科相談のみ利用者

単位:人

年度	利用者
R2	0
R元	0
H30	1

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回事業中止

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による(2)歯と口の健康週間中止に伴い、代替事業として年間10回追加

(2) 歯と口の健康週間(無料健診)

実施時期 中止
 内 容 無料歯科健診, 歯科相談・保健指導, 40歳以上は歯周病検診
 会 場 市内実施医療機関とラポルテホール

① 医療機関参加者

単位:人

年度	参加者	0～5歳	6～39歳	40～64歳	65歳以上
R2※ ¹	中止				
R元	17	0	2	4	11
H30	12	1	2	2	7

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止

② ラポルテホール参加者

単位:人

年度	参加者	40歳未満	40歳以上
R2※ ¹	中止		
R元	121	53	68
H30	210	153	57

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止

(3) いい歯の日（歯科医師会事業）

実施時期 中止

会 場 市内実施医療機関

内 容 無料歯科健診、歯科相談、保健指導、40歳以上は歯周病検診

単位：人

年度	受診者
R2※ ¹	中止
R元	12
H30	6

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止

2 歯周病検診

(1) 歯の無料相談と健診（再掲）

対 象 市内在住・在勤の40歳以上の者

実施時期 毎月 第3水曜日（年間12回）

会 場 歯科センター

委託協力 芦屋市歯科医師会

内 容 歯周病検診マニュアル2015に準じた検診及び歯科保健指導

周知方法 広報あしや、市HP

根 拠 健康増進法

単位：人

区 分	受診者			結 果 別 人 員		
	男	女	計	異常無	経過観察	要医療
40歳	1	0	1			
50歳	0	0	0			
60歳	0	0	0			
70歳	1	0	1			
節目外	8	15	23			
R2年度※ ¹	10	15	25			
R元年度	32	65	97	16	6	75
H30年度	29	29	58	10	13	35

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による (2) 歯と口の健康週間中止に伴い、代替事業として年間10回追加

(2) 40歳の歯科健診（節目健診）

対 象 市内在住の年度末年齢41歳の者

実施時期 令和2年6月15日～令和3年3月31日

会 場 市内実施医療機関

委託協力 芦屋市歯科医師会

内 容 歯周病検診マニュアル2015に準じた検診及び歯科保健指導

周知方法 対象者に受診券の交付（郵送）、広報あしや、市HP

根 拠 健康増進法

事業開始 平成29年度

単位：人

年度	男	女	計	異常無	経過観察	要医療	対象者	受診率 ^(%)
R2	7	18	25					
R元	24	50	74	6	11	57	1,205	6.1
H30	24	78	102	11	23	68	1,233	8.3

(3) 50歳の歯科健診（節目健診）

対 象 市内在住の年度末年齢51歳の者
 実施時期 令和2年6月15日～令和3年3月31日
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市歯科医師会
 内 容 歯周病検診マニュアル2015に準じた検診及び歯科保健指導
 周知方法 対象者に受診券の交付（郵送）、広報あしや、市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 令和元年度

単位：人

年度	男	女	計	異常無	経過観察	要医療	対象者	受診率 ^②
R2	10	22	32					
R元	25	78	103	6	12	85	1,638	6.3

3 障がい者歯科診療

対 象 歯科医院での治療が困難な障がい者
 実施時期 毎週木曜日
 会 場 歯科センター
 委託協力 芦屋市歯科医師会
 周知方法 市HP
 事業開始 平成23年度

単位：人

年度	診	受診者	身	知	精	その
R2※ ²	24	79	0	69	10	0
R元※ ¹	48	196	10	177	9	0
H30	48	174	6	160	8	0

※1 令和元年度は台風と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため2回中止

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため1回中止

4 妊婦歯科健診

対 象 市内在住の妊婦
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市歯科医師会
 内 容 問診、口腔内診察、歯科保健指導
 自己負担 無料
 周知方法 母子健康手帳交付時に受診券の交付、市HP
 根 拠 母子保健法
 事業開始 平成27年度

単位：人

年度	受診者数	異常無	要再検査	要治療	対象者	受診率 ^②
R2	68					
R元	236	41	48	147	633	37.3
H30	215	32	38	145	671	32.0

第5章 地域保健事業

1 健康大学

対 象 市内在住・在勤者
 会 場 芦屋市医師会医療センター
 委託協力 芦屋市医師会
 周知方法 広報あしや, リーフレット, ポスター, 市HP
 根 拠 健康増進法
 事業開始 昭和52年度

単位:人

年 度	R2※ ¹	R 元	H30
受講者実数	中止	25	20
受講者延数		226	162
公開講座参加者数		10	3
1講座当りの平均出席数		23	10
修了証交付者数		20	13
皆勤賞交付者数		10	9

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

2 ヘルスアップ事業 (健康ポイント)

対 象 市内在住の20歳以上の者
 実施時期 令和2年10月2日～令和2年12月19日(申込期間 令和2年9月1日～9月18日)
 内 容 「健康ポイント」付与事業。他者との交流や身体活動量増加, 健康行動に対してポイントを付与。
 ポイント数に応じて記念品への応募が可能。
 周知方法 広報あしや, リーフレット, ポスター, 市HP, 市観光協会フェイスブックパークフルアプリ
 事業開始 令和元年度

単位:人

年度	参加者数
R2	288
R 元	174

3 その他の健康講座

単位:人

年度	母子保健	成人保健	合計
R2	1	2	3
R 元	24	224	248
H30	29	198	227

※生涯学習課依頼分も含む。

『母子保健』

単位:人

実施日	内 容	対象団体	参加者
10/28	ファミリーサポート養成講座	ファミリーサポート協力会員	19

『成人保健』

単位:人

実施日	内 容	対象団体	参加者
9/25	感染症の基礎知識	シルバー人材センター	20
10/9	感染症の基礎知識	一人一役ワーカー	11

第6章 健康被害予防事業

1 アレルギー教室

対 象 市内在住の0～6歳未満児とその保護者，市内在住の成人
 実施時期 年間5回
 会 場 保健センター
 周知方法 広報あしや，対象者に個別案内，ちらし(新聞折り込み)，市HP
 根 拠 公害健康被害の補償等に関する法律，健康被害予防事業実施要領
 事業開始 平成元年度

単位：人

年度	実施回数 ^回	参加者数	親	子	成人
R 2※ ²	0※ ²	0	0	0	0
R 元※ ¹	4※ ¹	131	48	39	44
H30	4	110	34	33	43

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回(2月28日)中止

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン教室として1回実施

『実施内容』

単位：人

実施日	内 容	講 師	参加者数
中止	講演：アレルギーってなに？ アトピー性皮膚炎と食物アレルギーなどの基礎知識	尼崎医療生協病院 医師 富永 弘久	中止
中止	講演：COPD（慢性閉塞性肺疾患）とともに生きる	ならばやし内科・呼吸器 内科クリニック 医師 榎林 朋子	中止
	実習：ながいきのための呼吸リハビリテーション	神戸大学大学院 理学療法士 石川 朗	
中止	講演：小児ぜんそくとはどんな病気？ ぜんそくの予防と治療について	かわもり小児科 医師 河盛 重造	中止
中止	講演：アレルギー予防に効果的なお掃除の方法 実習：アレルギー予防に効果的な掃除の方法	西宮市環境局 環境衛生課職員	中止
中止	講演：花粉症でお困りではないですか？ ～花粉症の予防と治療について～	上塚耳鼻咽喉科 医師 上塚	中止

オンライン教室（上記教室の代替として実施）

実施日	内 容	講 師	参加者数
11月13日	講演（オンライン）：アレルギーのおはなし	かわもり小児科 医師 河盛 重造	親 4 子 5

2 アレルギー相談

対 象 市内在住の0～6歳未満児とその保護者
 実施時期 毎月第2月曜日
 会 場 保健センター
 内 容 アレルギー全般についての相談，アレルギーが心配なこどもの離乳食・幼児食の相談，アレルギーが心配なこどもの育児相談
 周知方法 広報あしや，アレルギー健康診査時案内，乳幼児健診時チラシ配布，市HP
 根 拠 公害健康被害の補償等に関する法律，健康被害予防事業実施要領
 事業開始 平成元年度

単位：組

年度	実施回数 ^回	延受診者	実受診者
R 2※ ²	4	2	2
R 元※ ¹	9	5	5
H30	10	14	13

※1 令和元年度は3回中止

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回中止

3 アレルギー健康診査

対 象 市内在住の0～6歳未満児とその保護者
 実施時期 毎月第3金曜日
 会 場 保健センター
 内 容 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査受診者に1次問診票を郵送，アレルギー健康診査対象者に2次問診票を郵送，身体計測，アレルギー専門医師による診察，栄養指導・保健指導
 周知方法 対象者に個別通知，市HP
 根 拠 公害健康被害の補償等に関する法律，健康被害予防事業実施要領
 事業開始 平成9年度

単位：人

年度	4か月児健診			1歳6か月児健診			合計 対象	対象 人員	受診 人員	受 診 結 果			
	送付	回収	対象	送付	回収	対象				異常無	要観察	既医療	要医療
R 2※ ²	280	201	44	214	164	47	91	18	3	0	0	3	0
R 元※ ¹	586	551	150	722	649	160	310	86	52	21	0	28	3
H30	670	636	149	701	656	143	292	95	69	50	0	17	2

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止

※2 令和2年度は3回中止（内2回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止）

4 めだか水泳教室

対 象 市内在住の喘息又は喘息様気管支炎等の診断があり概ね軽度の幼稚園・保育所の年中・年長児
 実施時期 1グループ：令和2年7月2日～7月30日，10月15日～10月29日（計8回）
 2グループ：令和2年8月20日～9月10日，11月5日～11月19日（計8回）
 3グループ：令和2年9月17日～10月8日，11月26日～12月10日（計8回）
 会 場 保健福祉センター水浴訓練室
 内 容 喘息又は喘息様気管支炎等の診断がある児への水浴訓練，保護者交流会，医師の講話
 周知方法 広報あしや，個別通知，ちらし，市HP
 根 拠 公害健康被害の補償等に関する法律，健康被害予防事業実施要領
 事業開始 平成11年度

*7月～12月までの実績値

『参加状況』

単位：人

年 度	応 募 者	選 定 者	実 施 数	実参加者	延参加者	参加率 ^(%)
R 2※ ²	16	14	21	14	81	82.6
1グループ			7	5	33	94.2
2グループ			7	5	28	80.0
3グループ			7	4	20	71.4
R 元	48	30	26	30	317	81.2
1クール	25	15	13	15	152	77.9
2クール	23	15	13	15	165	84.6
H30※ ¹	28	27	25	27	272	80.6
1クール	11	11	12	11	109	82.6
2クール	17	16	13	16	163	78.4

※1 平成30年度は台風のため1回中止

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため少人数グループによる実施に変更

『保護者への指導』

単位：人

	実施日	内 容	参加者	
1 プ グ ル	1	—	個別事前説明	0
	2	7月9日	交流会	5
	3	10月15日	講話「学童期の気管支喘息治療と運動療法」かわもり小児科 河盛重造医師	5
1 プ グ ル	1	—	個別事前説明	2
	2	8月27日	交流会	3
	3	11月12日	講話「学童期の気管支喘息治療と運動療法」かわもり小児科 河盛重造医師	4
1 プ グ ル	1	—	個別事前説明	5
	2	10月1日	交流会	3
	3	9月24日	講話「学童期の気管支喘息治療と運動療法」かわもり小児科 河盛重造医師	3
合 計			30	

第7章 その他事業

1 特定疾病対策

(1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活の便宜を図るために特殊寝台等の日常生活用具を給付

単位：人

年 度	給付数
R2	0
R 元	0
H30	0

(2) 特定疾病療養補助金支給

国・県において助成のない3疾病の通院患者及び10疾病の入院患者に療養補助金を支給

支給月額 5,000円

支給延人数 4～9月 59人

10～3月 46人

単位：人

入 院	人数	通 院	人数
特発性心筋症	2	突発性難聴	53
慢性腎炎	1	ネフローゼ症候群	37
慢性膵炎	2	悪性腎硬化症	9
肝硬変・慢性肝炎	1		
メニエル病	0		
R2年度	6	R2年度	52
R元年度	6	R元年度	99
H30年度	9	H30年度	98

2 健康診断

(1) 事業所健診

対 象 市内事業者の従業員

実施時期 通年（月、火、金曜日の午前中）

会 場 保健センター

委託協力 芦屋市医師会

内 容 労働安全衛生法に基づく健康診断

周知方法 リーフレット、広報あしや

根 拠 労働安全衛生法

事業開始 昭和56年度

実施回数 38回

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	0	0	69	38	75	12	24	17	67	8			
R元	1	8	157	13	83	14	31	15	0	22	17	7	368
H30	2	0	138	51	85	15	29	14	0	10	23	26	393

(2) 児童生徒等健診

対 象 児童生徒等の健康診断後の心臓疾患精密検査者
 実施時期 6月
 会 場 保健センター
 委託協力 芦屋市医師会
 内 容 学童生徒等の健康診断後の心臓疾患精密検査
 周知方法 個別通知
 根 拠 学校保健安全法
 事業開始 昭和57年度

単位：人

*4月～12月までの実績値

年度	受診者
R2※ ¹	
R元	72
H30	66

※1 令和2年6月は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止し、12月に実施

3 献血(兵庫県赤十字血液センター事業)

単位：人

年度	R2年度			R元年度			H30年度		
	参加者	採血者	不採血	参加	採血	不採血	参加	採血	不採血
4									
5	67	54	13	69	46	23	57	42	15
6									
7	306	227	79	267	205	62	20	16	4
8									
9	68	55	13	128	99	29	307	252	55
10									
11				101	86	15	163	136	27
12									
1				266	216	50	55	44	11
2				19	17	2	95	66	29
3							49	43	6
計	441	336	105	850	669	181	746	599	147

第8章 令和3年度芦屋市保健センター事業のご案内

事業内容		日程	対象	備考	
母子保健対策	母子健康手帳の交付	通年	市内在住の妊婦		
	妊婦健康診査費助成	通年	市内在住の妊婦	助成券(5,000円券14枚)と助成補助券(10,000円券1枚,2,000円券13枚)を交付(最大10万6千円までを助成)	
	妊婦歯科健康診査	通年	市内在住の妊婦	受診券を交付。妊娠期間中に1回、歯科健康診査を無料で受診可能。	
	プレおや教室	出産準備クラス	偶数月第3土曜日	市内在住の妊婦、産婦及びそのパートナー	心理学、お産と育児の話、腰痛予防ストレッチ(講話と実習)
		沐浴クラス	5,9,1月…土曜日 7,11,3月…日曜日	市内在住の妊婦及びそのパートナー	お風呂の入れ方、出産準備(講話と実習)
	もぐもぐ離乳食教室	毎月第4月曜日	市内在住の6~7か月児と保護者	2回食の進め方(講話)、赤ちゃんとの遊び方(手遊び)	
	離乳食教室(後期)(オンライン講座)	毎月第3水曜日	市内在住の8~9か月児の保護者	離乳食後期(9~11か月)の進め方	
	幼児の食事とおやつ教室(オンライン講座)	年間5回	市内在住の1歳から就学前児と保護者	幼児期の食育や健康(講話)	
	食事Goodバランスアップ教室(オンライン講座)	年間2回	市内在住者の就学前児の保護者	親子の食事バランス(講話)	
	ブックスタート事業(4か月児健康診査時と同時に実施)	年間18回火曜日	市内在住の4か月の乳児とその保護者	絵本の配布、ボランティアによる読み聞かせ	
	育児相談	毎月第1水曜日	市内在住の乳児とその保護者	身体計測、個別相談(保健師、栄養士)	
	マタニティ栄養相談	毎月第1・3火曜日	市内在住の妊婦	妊娠中の食事の個別相談(管理栄養士)	
	母子栄養相談(おやこ栄養相談)	毎月第1・3火曜日	市内在住の就学前児とその保護者	離乳食・幼児食の個別相談(管理栄養士)	
	4か月児健康診査	年間18回火曜日	市内在住の4か月児		
	10か月児健康診査	通年	市内在住の10か月児	受診券送付	
	1歳6か月児健康診査	毎月第2・4木曜日	市内在住の1歳6か月児		
	3歳児健康診査	毎月第1・3木曜日	市内在住の3歳児		
	こどもの相談	毎月第2水曜日	市内在住の就学前児とその保護者	臨床心理士による個別相談	
	コアクラブ	毎月第2・4水曜日	市内在住の満1歳以上のこどもで経過観察が必要な者	心理相談員による保育観察、育児相談	
	5歳児発達相談	随時	市内在住の平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれの児とその保護者		
	乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業	通年	市内在住の生後1~4か月までの乳児がいる家庭	産婦指導、体重測定、育児指導	
	母子訪問指導	随時	養育支援ネットからのハイリスク妊婦・産婦・乳児・新生児・未熟児・乳児・乳幼児健康診査において経過観察が必要な乳児	保健師等による訪問指導	
	未熟児養育医療給付事業	通年	芦屋市内に住所を有し、早産等により出生時体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定医療機関での入院療養が必要であると認めた者	出生から最長で生後1年以内(満1歳の誕生日の前日まで)の入院費用のうち保険診療にかかると自己負担額及び食事療養費	
	不育症治療支援事業	通年	2回以上の流産等の既往がある者	不育症の検査及び治療に要する保険適用外の費用の一部を助成	
	産後ケア事業	通年	出産退院後の母と生後4か月以内の乳児で、家族等から十分な家事及び育児のサポートを受けることが困難で支援が必要な母子	宿泊や通所による心身のケアや健康管理を実施 実施場所:市立芦屋病院 芦屋・小野レディースクリニック、渡辺産婦人科小児科、産屋助産所、住岡母乳と育児相談所	
	アレルギー教室	年5回	市内在住の就学前児とその保護者	専門医による講話等	
	アレルギー栄養相談	毎月第2月曜日	市内在住の就学前児とその保護者	アレルギーが心配な乳幼児の食事と育児の個別相談(栄養士、保健師)	
	アレルギー健康診査	毎月第3金曜日	市内在住の就学前児とその保護者	計測、問診、小児科診察、スキンケア・食事の相談(看護師、保健師、栄養士)	
その他	障がい者(児)歯科診療	毎週木曜日 祝日・年末年始を除く	市内在住、または市内の施設及び学校に在籍している障がいのある者	歯科センター	
	休日応急診療	日曜・祝日・年末年始	内科・小児科	休日応急診療所	
	歯科休日応急診療	日曜・祝日・年末年始	歯科	歯科センター	

事業内容		日程	対象	備考
休日特殊診療		土曜日 日曜・祝日 年末年始	耳鼻咽喉科 眼科・耳鼻咽喉科 眼科・耳鼻咽喉科	公益財団法人尼崎健康医療財団 休日夜間急病診療所
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業		随時	在宅の小児慢性特定疾病児童等	日常生活用具を給付
特定疾病療養補助金支給事業		随時	支給対象の疾病に該当し、市内に6か月以上住所を有する者	月額5,000円
一般健康診査	特定健康診査（集団健診）	5～12月	芦屋市国民健康保険に加入の40～75歳の者	問診、診察、身体計測、血液検査、尿検査
	特定健康診査（個別健診）	5～12月	芦屋市国民健康保険に加入の40～75歳の者	問診、診察、身体計測、血液検査、尿検査
	後期高齢者健康診査（個別健診）	5～12月	後期高齢者医療制度加入者	問診、診察、身体計測、血液検査、尿検査
	アスベスト検診	毎月第4水曜日	市内在住者	問診・胸部X線
	肝炎ウイルス検診	年間52回	市内在住の40歳以上の者	血液検査（無料）
	健康チェック	年間34回	市内在住・在勤者で30歳以上の者	問診、診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、胸部X線、胃がん検診、大腸がん検診、肝がん検診、肝炎ウイルス検診（9,000円） ピロリ菌検査（希望者 別途600円） 前立腺がん検診（希望者 別途1,000円） 喀痰検査（必要な者 別途900円）
	骨粗しょう症検診	月1回 火曜日もしくは金曜日	市内在住の20歳以上の者	問診、身体測定、検査（超音波評価法）（1,000円）
	40歳・50歳の歯科健診（節目健診）	通年	市内在住の40歳の者	対象者には受診券を送付
がん検診	胃がん検診	火・木・金曜日	市内在住の35歳以上の者（血縁者に胃がん患者がある場合は30歳以上）	問診、胃部X線（2,500円）
	肺がん検診（65歳以上の者は結核検診を含む）	毎月第2水曜日	市内在住の40歳以上の者	問診、胸部X線（無料） 喀痰検査（必要な者 900円）
	大腸がん検診	夏季・毎週火曜日 冬季・郵送提出	市内在住の40歳以上の者	問診、便潜血反応検査（800円）
	前立腺がん検診	月1回	市内在住の50歳以上男性	問診、血液検査（1,000円）
	乳がん検診（マンモグラフィ）（個別検診）	通年	市内在住の40歳以上女性	問診、マンモグラフィ（2,000円）
	乳がん検診（マンモグラフィ）（集団検診）	年間31回	2年に1回	問診・マンモグラフィ（2,000円）
	子宮頸がん検診	通年	市内在住の20歳以上女性 2年に1回	問診、診察、細胞診（1,000円）
健康教育	健康講座	年2回	希望者	がん予防等について
	健康チェック後の個別相談	月1回	健康チェック受診者	医師相談、栄養相談、保健相談
	食事Goodバランスアップ教室	年2回	市内在住の40歳以上の者	生活習慣病予防のためのバランスのとれた食生活（講話）
	健康チャレンジ教室（動機付け支援）	通年	市内在住の40～74歳の基盤該当者	特定保健指導（動機付け支援）
	健康チャレンジ教室（積極的支援・個別健康教育）	通年	市内在住の40～64歳の基盤該当者	特定保健指導（積極的支援） 個別健康教育
	健康大学	9～11月 木曜日	県内在住・在勤者で18歳以上の者	健康に関する医師等による講義 受講料（2,000円）
健康相談	歯の無料相談と健診	毎月第3水曜日等 全22回	市内在住・在勤者	歯科医師による歯科健康診査（40歳以上は歯周病検診）、 歯科衛生士によるブラッシング指導
	健康相談	月2回	市内在住・在勤者	医師による個別相談
	栄養相談	毎月第1・3火曜日	市内在住・在勤者	管理栄養士による個別相談
	保健相談	月1回	市内在住・在勤者	保健師による個別相談
訪問指導	訪問保健指導	随時	市内在住の40歳以上の療養者	健診結果や介護予防方法等についての保健師による訪問指導
	在宅（施設）訪問歯科診療	随時	市内在住の病気や障害などで歯科医院に通院することが困難な者	希望者は歯科医師会に要問合せ（23-6471に電話）

事業内容	日程	対象	備考
あしや健康ポイント2021	10～1月	市内在住の20歳以上の者	健康行動によりポイントが付与され、ポイント数に応じて記念品応募が可能
健康手帳交付	通年	市内在住の40歳以上の者	ファイル形式の手帳を40・50・60歳の者には個別送付

- 70歳以上の者、後期高齢者医療制度加入者、生活保護法による被保護者、市民税非課税世帯に属する者が、胃がん検診・肺がん検診（喀痰検査）・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を受ける場合は、費用が免除となる。
- 祝日等のため曜日を変更する可能性あり。

事業内容	日程	対象・接種回数	備考	
予防接種事業	通年	ロタウイルス	ロタリックス 生後6週から24週までに2回	
		ロタテック 生後6週から32週までに3回		
		BCG(結核)	1歳に至るまでに1回	
		水痘	初回 生後12か月から36か月に至るまでに3か月以上の間隔で2回	
		追加		
		日本脳炎	I期初回 生後6か月から90か月に至るまでに6日以上の間隔で2回	
		I期追加 生後90か月に至るまでに I期初回終了後、6か月以上の間隔で1回		
		II期 9歳以上～13歳未満		
		MR(麻しん・風しん)	I期 生後12か月から24か月に至るまでに1回	
		II期 5歳以上7歳未満で、小学校就学前1年間に1回		
		DPT-I PV (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	I期初回 生後3か月から90か月に至るまでに20日以上の間隔で3回	
		I期追加 生後90か月に至るまでに I期初回終了後、6か月以上の間隔で1回		
		DT(ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満で1回	
		インフルエンザ菌b型(Hib)	生後2か月以上60か月に至るまで 【初回接種開始時期に生後2か月～7か月】 生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回、初回接種終了後、7か月以上の間隔で1回<計4回> 【初回接種開始時期に生後7か月～12か月】 生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で2回、初回接種終了後、7か月以上の間隔で1回<計3回> 【初回接種開始時期に生後12か月～60か月】1回	
		小児肺炎球菌	生後2か月から60か月に至るまで 【初回接種開始時期に生後2か月～7か月】 標準的には生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回、初回接種終了後60日以上の間隔で、生後12か月に至った日以降において1回<計4回> 【接種開始時期に生後7か月～12か月】 標準的には生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で2回、初回接種終了後60日以上の間隔で、生後12か月に至った日以降において1回<計3回> 【初回接種開始時期に生後12～24か月】 60日以上の間隔で2回 【初回接種開始時期に生後24～60か月】1回	
B型肝炎	1歳に至るまでに3回 27日以上の間隔で2回接種後、第1回目の接種から139日以上の間隔で1回<計3回>			
HPV(子宮頸がん)	接種対象は小学校6年生～高校1年生相当の年齢の女子 2価:1か月以上の間隔で2回接種した後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月以上で1回<計3回> 4価:1か月以上の間隔で2回接種した後、3か月以上で1回<計3回>			
高齢者インフルエンザ	例年 10月中旬～1月末 65歳以上 60歳～65歳未満のかたで内臓障害による身体障害者手帳(1級)に相当する方	1回(自己負担1,500円)		

事業内容	日程	対象・接種回数	備考
高齢者肺炎球菌	通年	令和2年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になられる方 60歳～65歳未満で内部障害による身体障害者手帳（1級）に相当する方	生涯1回 送付の接種券を持参のうえ、市内高齢者肺炎球菌予防接種実施医療機関で接種（自己負担4,000円）
風しん	通年	風しんにかかったことがなく、妊娠を予定または希望する女性 風しんにかかったことがなく、MMR、MR または風しんワクチンの予防接種を受けたことがない、妊婦の同居家族	1回(MRワクチン2,500円、風しんワクチン1,500円を助成)
風しんの追加的対策	通年	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性	抗体検査の結果、結果が陽性の方に接種
骨髄移植後等の予防接種の再接種	通年	この事業の助成の対象となる者は、次の要件をすべて満たす者 (1) 予防接種を受ける日において芦屋市内に住所を有し、20歳未満であること (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認めること (3) 前号の事由により、令和元年10月1日以降に再接種を受けようとしていること（令和元年度に限り、平成31年4月に遡って接種費用の助成を行う） (4) 定期接種が、実施規則に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反してなされたものではないこと	